

説 明 資 料

地球温暖化問題の経緯

- 1992 年 5 月 気候変動枠組条約採択 (1994 年 3 月発効)
- 1997 年 12 月 気候変動枠組条約 第 3 回締約国会議 (C O P 3、いわゆる「京都会議」)
 - ・ 各国ごとに C O 2 等の温室効果ガスの削減目標を定めた京都議定書を採択
 - ・ 削減目標 (1990 年を基準年・2008～2012 年の 5 年間に達成) 日本 6 %、米国 7 %、E U 8 %
(注) 日本は、1999 年度の温室効果ガス排出量が 1990 年度を約 6.8% 上回っている状況
- 1998 年 6 月 地球温暖化対策推進大綱 (地球温暖化対策推進本部決定)
 - ・ 1998 年 10 月には、地球温暖化対策推進法も成立
- 2001 年 7 月 気候変動枠組条約 第 6 回締約国会議 (C O P 6) 再開会合
 - ・ 森林管理による吸収分の上限など京都議定書の運用ルールの中核的要素に関して基本的に合意
- 2001 年 10 月 29 日～11 月 9 日 第 7 回締約国会議 (C O P 7)
 - ・ C O P 6 再開会合における合意内容の採択を中心に討議予定

わが国税制の現状と課題

- 21世紀に向けた国民の参加と選択 - (要約)

(税制調査会、平成12年7月)

第二 個別税目の現状と課題

六 その他の諸課題

3. 環境問題への対応

- 様々な環境問題への対策としては、汚染者負担原則（PPP）を基本としつつ、それぞれの問題の性格に応じて、規制的手法、自主的取組み、経済的手法といった各種手法の特徴を踏まえた適切な組合せを考えていくことが必要です。地球温暖化問題など、排出源が多数存在し排出削減に向けた継続的なインセンティブが必要な問題については、税を含む経済的手法の有効性が指摘されています。
- 検討に当たっては、まず環境施策全体の中での税制の位置付けが明確にされる必要があります。地球温暖化対策全体の具体的内容が検討される中で、税制以外の各種手法の活用に加えて、税制の活用の必要性について十分な議論が求められます。
- 地球温暖化対策として化石燃料への課税について検討する場合、既存のエネルギー関係諸税との関係についてどう考えるかという議論があります。
- 税収を特定財源等として活用することについては、税の基本的な考え方からすれば好ましくないと考えられます。一方、環境施策の財源調達手段として検討すべきとの意見がありました。
- 国民に広く負担を求めることになる問題だけに、国民の理解と協力が得られることが不可欠です。当調査会としては、国・地方の環境施策全体の中での税制の具体的な位置付けを踏まえながら、国内外における議論の進展を注視しつつ、PPPの原則に立って、引き続き幅広い観点から検討を行っていきたいと考えます。

(注) 汚染者負担原則（PPP）— 環境負荷の原因者に対して負担を求めるべきという原則

環境政策としての各手段の比較（主として地球温暖化対策の観点から）

種 類	概 要	メリット	デメリット
規制的手段	○汚染物質排出の基準等を設定 ○違反に対する制裁	○企業等が汚染削減費用のみを負担すればよく、（規制の水準にもよるが）比較的合意を得やすい。 ○罰則等の担保措置が強力であれば実効性が高い	○排出源が拡散している場合には、その基準設定や網羅的な監視等に多大なコストがかかる ○規制値を超える排出削減に対するインセンティブが働かない
自主的取組み		○社会的合意が得やすい。	○社会的に望ましい水準までの対策がとられるとは限らない ○フリーライダーが生じ、対策を講じる企業が経済的に不利になるおそれ
経済的手段			
税・課徴金	○汚染物質の排出等に税・課徴金を課し、過剰生産を抑制	○市場メカニズムを通じて各主体が最も効率的な対策を選択するため、多数の排出源があっても社会全体として最も少ないコストですむ。 ○継続的なインセンティブがあり、技術開発等にも長期的にプラスの影響を与える ○収入をもたらす	○社会的影響が最も広範に及び、社会的合意の形成が大変 ○排出権取引と比べれば、特定排出源に対する細かな配慮を盛り込みにくい
助成措置	○汚染物質の排出削減行為に対し助成	○経済的には税・課徴金と同様の効果 ○社会的合意が得やすい	○<u>P P Pに反する可能性あり</u> ○汚染者に公的資金から便益を供給することの社会不公正 ○別途財源が必要
排出権取引	○排出許容量(権利)を個々の主体に割当て ○市場での取引可能	○排出総量自体のコントロールが可能 ○広範な経済主体について、主体ごとの裁量の余地が大きく、柔軟な対応が可能。 ○特定の経済主体に対する配慮が可能	○初期割当て配分の決定が非常に困難 ○税より市場創設・監視体制にコストがかかる
デポジット制	○製品の本来価格に預り金を上乗せ ○使用後製品の返却の際に預金を返却	(地球温暖化対策としては議論されていない)	(地球温暖化対策としては議論されていない)

E U諸国等における地球温暖化問題に対する税制面からの取組み（未定稿）

フィンランド	ノルウェー	スウェーデン	デンマーク	オランダ
1990年 ○炭素税の導入 ・炭素含有量に応じた課税を導入 1994年 ・炭素含有量及びエネルギー量を基準とする課税に 1997年 ・炭素含有量のみに応じた課税に再変更	1991年 ○炭素税の導入 ・既存の燃料税に炭素税を上乗せ。ただし、課税は炭素含有量に比例せず。 1992年 ・石炭等に課税対象を拡大	1991年 ○炭素税の導入 ・炭素含有量に応じた課税を導入するとともに、既存の燃料税を引下げ	1992年 ○炭素税の導入 ・炭素含有量に応じた課税を導入するとともに、既存の燃料税を引下げ	1988年 ・一般燃料課徴金の導入（環境関連支出の財源である既存の課徴金を統合） 1990年 ・一般燃料課徴金を炭素含有量に応じた課税にするとともに税率引上げ 1992年 ○一般燃料税の導入 ・炭素含有量及びエネルギー量を基準とする課税に移行
イギリス	ドイツ	フランス	イタリア	
1993～99年 ○炭化水素油税の引上げ ・税率を物価上昇率以上に毎年引上げ（エスカレーター制度） 2001年 ○気候変動税の導入 ・事業用の電気、石炭、ガスの供給に課税対象を拡大	1999年 ○鉱油税の引上げ、電気税の導入 ・2000年から4年間に亘り両税の税率を段階的に引上げ	1999年 ・汚染活動一般税の導入（廃棄物、大気汚染物質、航空機騒音に係る各種の課徴金を統合） 2000年 ・汚染活動一般税の課税対象を事業によるエネルギー中間消費に拡大する施策が違憲判決により無効	1999年 ○物品税の改正 ・鉱物油に係る既存の物品税の税率を炭素含有量に応じたものとするとともに、2005年まで段階的に引上げ ・石炭等に課税対象を拡大	1996年 ○燃料規制税の導入 ・家庭等による小規模なエネルギー消費を対象に追加的な課税を導入

EU諸国等における地球温暖化問題に対する税制面での措置の概要（未定稿）

	フィンランド	ルウエー	スウェーデン	デンマーク	オ ラ ン ダ		イギリス		ド イ ツ		イタリア
○ 税 目	炭素税	炭素税	炭素税	炭素税	一般燃料税	燃料規制税	炭化水素油税	気候変動税	鉱油税	電気税	物品税
○ 施行時期	1990年導入 (既存のエネルギー - 税に 上乘せ)	1991年導入 (既存のエネルギー - 税に 上乘せ)	1991年導入 (既存のエネルギー - 税に 上乘せ)	1992年導入 (既存のエネルギー - 税に 上乘せ)	1992年導入 (税率引上げ)	1996年導入 (追加課税)	1993～99年 (税率の大幅 な引上げ)	2001年導入 (課税対象の 拡大)	1999年 (2004年まで 段階的に税率 引上げ)	1999年導入 (課税対象の 拡大)	1999年 (2005年まで 段階的に税率 引上げ)
○ 主な課税物件	ガソリン 灯油 軽油 重油 石炭 LPガス 天然ガス 電力	○ ○ ○ ○ ○ — ○ —	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ —	— ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ —	— ○ ○ — — ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ — —	— — — — ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ — ○ ○ —	— — — — — — — ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ —
○ 課税対象とされる主な用途	交通・事業・ 家庭用	交通・事業・ 家庭用	交通・事業・ 家庭用	交通・事業・ 家庭用	交通・事業・ 家庭用	事業・家庭用	交通・事業・ 家庭用	事業用のみ	交通・事業・ 家庭用	交通・事業・ 家庭用	交通・事業・ 家庭用
○ 課税段階 (納税義務者)	製造・輸入	製造・輸入	製造・輸入	製造・輸入 (電力は供給)	製造・輸入	製造・輸入 (電力は供給)	製造・輸入	供 給	製造・輸入	供 給	製造・輸入
○ 課税主体	国										
○ 税収使途	一 般 財 源										

(備考) 2001年現在。各国資料により作成。

わが国の税制と環境との関わり

環境との関わり	具 体 例
○ 課税目的は異なるが、結果として環境負荷の軽減（CO ₂ 排出抑制等）と整合的なもの	○ 石油税・揮発油税等（石油等に対する従量税） ○ 自動車重量税・自動車税等（車両重量・排気量等によって税率を設定）
○ 個々の政策目的に照らし特例的に税負担の軽減等を行うもののうち環境に関連するもの（PPPにも反する可能性あり）	○ 法人税等の特例措置（主なもの） ・ エネルギー需給構造改革推進設備等の特別償却又は税額控除 ・ 公害防止用設備の特別償却 ・ 再商品化設備等の特別償却 ○ 自動車税のグリーン化・自動車取得税の軽減措置